

PINTO 4 YOU クリエイター利用規約

本サービスを通じて、オリジナルメッセージ付きの写真や動画の販売を希望される方もしくは既に販売されている方（以下「クリエイター会員」という）は、下記クリエイター利用規約（以下「本規約」という）を必ずお読みください。

第1条（規約の目的）

本規約は、デジタルコンテンツ販売サービス「PINTO 4 YOU」（以下「本サービス」という）に関し、第2条に記載の業務を、株式会社ROLO(以下「当社」という)がクリエイター会員に委託することについて規定することを目的とする。

第2条（委託業務の内容）

規約において、当社がクリエイター会員に委託する業務（以下、「委託業務」という）は次の通りとする。

- （1）オリジナルメッセージ付きの写真もしくは動画の販売
- （2）その他、前1号に付随する業務

第3条（再委託）

クリエイター会員は、委託業務を第三者に再委託することができないものとする。

第4条（クリエイター会員）

- 1 クリエイター会員になろうとする方は、本規約を承認の上、当社の定める手続きにより当社に入会を申し込むものとする。
- 2 クリエイター会員の申し込むことができるのは、本人に限るものとし、本人以外が行う登録は一切認められないものとする。
- 3 クリエイター会員になろうとする方が未成年である場合は、本サービスを利用することについて、法定代理人の同意を得るものとする。
- 4 クリエイター会員は、本規約に基づき本サービスを利用するものとする。
- 5 クリエイター会員は、PINTO 4 YOU会員資格を第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとする。

第5条（報酬）

- 1 当社がクリエイター会員に支払う報酬は、クリエイター会員が販売した商品の売上金（以下「売上金」という）の70%（税込）とする。
- 2 前項の商品の納品が確認できたときは、当社は、クリエイター会員に対し、前項の金員を支払う。
- 3 当社は、前項の報酬を当月末日締めで計算し、翌月末日までに下記の口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、振込手数料は当社の負担とする。
- 4 クリエイター会員は、当社の求めに応じ、当社が前項の支払いをするのに必要な振込先口座情報、その他の情報を書面等にて提供するものとする。なお、当該情報の提供がなされない場合又は不備がある場合、当社は、クリエイター会員による追完がなされるまで、前項の支払いを停止することができるものとする。

第6条（ID及びパスワード）

- 1 当社は、本規約に基づき、クリエイター会員に対し本サービスの管理に必要なアカウントのID及びパスワードを発行する。
- 2 クリエイター会員は、前項により発行されたID及びパスワードを、善良な管理者の注意を持って管理するものとする。
- 3 クリエイター会員は、当該ID及びパスワードを、譲渡、売買、質入、貸与、その他処分をすることができないものとする。

第7条（遵守事項）

- 1 クリエイター会員は、委託業務の遂行にあたり、次のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - （1）法令違反、公序良俗違反、及び反社会的行為
 - （2）当社に法令違反及び公序良俗違反を将来する行為
 - （3）当社を非難する行為
 - （4）第三者を誹謗中傷する行為
 - （5）第三者の権利を侵害する行為
 - （6）当社から法律行為にかかる代理権を付与されている旨の表示をし、又はそのような誤解を招く行為
 - （7）購入者に対し、本サービスによらない写真もしくは動画の購入を促す行為
 - （8）以下の情報を送信、登録及び表示する行為
 - ①相手や他人（法人含む）の名誉または信用を傷つけるもの
 - ②わいせつな表現またはヌード画像を含むもの
 - ③詐欺的、虚偽的、欺瞞的である、もしくは誤解を招くもの
 - ④個人または団体に対して差別、偏見、人種差別、憎悪、嫌がらせまたは侵害を助長するもの
 - ⑤暴力的もしくは脅迫的である、または他者に対して暴力的もしくは脅迫的な行為を助長するもの
 - ⑥わいせつ物、ポルノ、児童ポルノ、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラに関するもの
 - ⑦売春、児童売春に関するもの
 - ⑧無限連鎖講、マルチ商法に関するもの
 - ⑨窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により実施されるもの
 - ⑩特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害するもの
 - ⑪コンピューターウィルスを含むもの
 - ⑫異性交際を求めるもの
 - ⑬異性交際の求めに応じるもの
 - ⑭異性交際に関する情報を媒介するもの
 - ⑮公序良俗に反するもの
 - ⑯個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
 - ⑰犯罪その他の法令違反行為
 - ⑱その他法令に違反する内容または違反する行為を助長するもの
 - ⑲上記に該当する恐れのあるもの
 - ⑳その他当社が不適当と判断したもの

第8条（商標等の利用）

クリエイター会員は、当社の商標及び商品役務の商標（以下「商標等」という）を、本件業務に関して利用する場合（写真もしくは動画の販売に限定されず、広告、SNS等のWebサイト、企画書等第三者が知覚できる方法での利用を広く含む）には、事前に当社の書面

による承諾を得るものとする。

第9条（コンテンツに関する権利）

- 1 クリエイター会員は、作成した写真もしくは動画等のデジタルコンテンツ（以下「本件デジタルコンテンツ」という。）を、当社が利用ないし販売するために必要な一切の権利（知的財産権を含む。）を当社に対し譲渡することとし、その対価は第5条所定の報酬に含まれるものとする。
- 2 クリエイター会員は、当社の本件デジタルコンテンツの利用ないし販売に際し、著作権人格権を行使しないことを保証する。
- 3 当社は、本件デジタルコンテンツを利用ないし販売する場合、クリエイター会員に対し事前に通知するものとする。

第10条（紛争等の処理）

クリエイター会員は、委託業務の遂行に際して、第三者との間で紛争を生じさせたときは、直ちに当社に通知するとともに、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

第11条（秘密保持）

- 1 本規約において、「機密情報」とは、当社及びクリエイター会員が、本規約に関連して知りえた相手方の技術上・経営上の一切の秘密、及び当社とクリエイター会員間の取引内容に関する情報をいう。ただし、以下のものはこの限りでない。
 - （1）相手方から知得する以前にすでに所有していたもの
 - （2）相手方から知得する以前にすでに公知のもの
 - （3）相手方から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
 - （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をとまわずに知得したもの
- 2 本規約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める情報をいう。
- 3 当社及びクリエイター会員は相手方より受領した機密情報及び個人情報を厳に秘密として保持し、善良なる管理者の注意をもって管理・保管するものとする。
- 4 当社及びクリエイター会員は、本委託業務の遂行以外のいかなる目的のためにも機密情報及び個人情報を利用してはならない。
- 5 当社及びクリエイター会員は、本委託業務の遂行のために第三者に機密情報又は個人情報の全部又は一部を開示する場合には、事前に書面による相手方の許可を得なければならない。また、開示の範囲は必要最小限の範囲とし、かつ、当該第三者に対し監督その他必要な措置を講ずるものとする。
- 6 当社及びクリエイター会員が、法令、官公庁又は裁判所の処分・命令等により機密情報又は個人情報の開示要求を受けた場合、当該開示要求に対し、必要最小限の範囲及び目的に限り、機密情報又は個人情報を開示することができるものとする。この場合、できる限り早い時期に相手方に対して当該開示について通知するものとする。

第12条（損害賠償）

- 1 当社及びクリエイター会員は、本規約に関連して、自社の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、すみやかにその損害を賠償しなければならない。
- 2 クリエイター会員が本規約に違反する場合、当社は自らの判断で第5条の支払いを停止することができる。なお、当該措置によりクリエイター会員が損害を被った場合、当社は一切の責任を免れるものとする。

第13条（規約の解除）

- 1 当社またはクリエイター会員は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本規約の全部または一部を解除することが出来る。
 - (1) 本規約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
- 2 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及びクリエイター会員は、現在次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）ではないこと
 - (2) 役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この規約を締結するものでないこと
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (6) この規約に関して、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 当社及びクリエイター会員は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本規約を解除することができる。
 - (1) 前項1号ないし5号の確約に反することが判明した場合
 - (2) 前項6号の確約に反する行為をした場合
- 3 前項の規定により、本規約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第15条（地位の譲渡等）

クリエイター会員は、本規約に基づく権利、義務及び本規約の規約上の地位の全部又は一部について、これを第三者に譲渡、移転、担保設定、貸与、その他の方法により処分してはならないものとする。

第16条（合意管轄）

当社及びクリエイター会員は、本規約に関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。